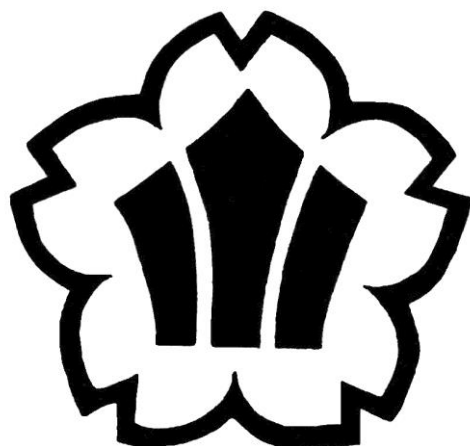


長等小学校

いじめ防止基本方針

いじめをしない、させない、見逃さない



令和4年4月改訂

令和4年度大津市立長等小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童がひとりの人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで本校では教育目標に『長等を愛し、心豊かでたくましい子』を掲げ、地域や家庭と連携し、地域とともにある学校をめざして取り組んでいるところです。

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、本校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にしながら地域社会全体でいじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定め、学校組織全体で以降に示す取り組みを進めます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」は以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為で

ある」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をとともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	「長等っ子 いじめをしない させない ほっとかない」をスローガンに掲げて、6月に「ふわふわ言葉でいっぱいしよう運動」、10月に「黄緑リボン運動」を、全校が一丸となって展開する。
b	学校・学級及び個人がいじめ防止に関する取組目標の設定	子ども議会において、いじめ防止について各学級および委員会が企画したことを提案し、よりよい学校生活をつくる。各委員会の連携を図り、運動のシンボルとなる物を作成したり、掲示物を工夫したりする。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	6月と10月は、いじめ防止という観点で、学年共同で重点的に教材研究を進め、命を大切に、思いやる心を育む道徳の授業を全学年で実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	12月に校内人権週間を設定し、人権の作文や標語、ポスターを制作する。また、学習した成果を掲示したり、校内放送で発表したりすることによって、人権の大切さについて全校で集中的に啓発する期間とする。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	子ども同士の話し合い活動を充実させる。自分たちの問題を自分たちで解決する体験を積み、いじめの傍観者を作らない学級経営をする。 6月にストレスマネジメント教育として、「イライラと上手につき合おう」の学習を全学年で実施する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	地域の人権擁護委員や弁護士、スクールカウンセラーなどによる出前授業を活用し、子どもたちが自分自身のことを大切に思えるようになる参加型の授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	特別活動で培った人間関係作りや合意形成、参画意識等の話し合い活動を生かした授業作りを進める。10月にアサーショントレーニングとして、「さわやかな話し方を知ろう、考えよう、身につけよう」の学習を全学年で発達段階に合わせて実施する。

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	いじめ防止啓発月間では、学年共同で教材研究をすすめ、「生命の尊さ」や「社会正義」に関する道徳授業を実施する。 人権週間では、人権の作文や標語、ポスターを制作したり、学習した成果を掲示したり校内放送で発表したりすることによって、人権の大切さについて全校で集中的に啓発する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	「なかよし大作戦」・「ありがとう大作戦」と称して、異年齢少人数グループでの集会活動や、1年生と6年生とのペア学級による清掃活動を実施する。 保・幼の年長児と、1年生や5年生との交流活動を実施する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	道徳の授業や学級活動等で、各学年の年間指導計画に基づき情報モラル教育を実施する。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の 具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめ対策の取組を推進するための研修会や、有効な支援策を検討して課題解決を図るための研修会を実施する。いじめ対策委員会において役割分担し、組織での支援体制を整える。また、スクールカウンセラーを交えて情報共有ができる体制を整える。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	いじめ防止基本方針や子ども支援コーディネーターについて、子どもや保護者、地域関係者に、学校通信や学校運営協議会などを通じて説明し、学校のホームページで公開する。また、スクールカウンセラーについても、学校通信や学年通信にて周知する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	子ども支援コーディネーターが中心となって、いじめ事案を抱える教員に対して、指導・助言を行い、課題を抱える子どもについては、全教職員が共通理解を図ることにより、担任だけの問題とせず、学校全体で対応していく体制を作る。また、担任とスクールカウンセラーとがスムーズに連携を図れるようにする。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> ・皇子山中学校区の4小1中が連携し、児童会・生徒会によるOSK会議を開いて生活目標について話し合ったり、いじめ防止啓発に取り組んだりする。状況によっては、Zoom等を活用して行う。 ・いじめ対策委員会のメンバーは学年主任とし、全ての職員に迅速に情報共有ができるようにする。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童の

ささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。ための教育を推進します。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように協力を求めます。また、いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育を推進します。ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	学期に1回、振り返り（教育相談）アンケートを実施し、その内容を学年部、教務部、管理職による複数の目で把握し、理解・判断・対応する。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	子ども支援コーディネーターや他の教員が授業に入ることで、複数の目で子どもの状況や様子を把握するとともに、休み時間の見守り活動を行うことにより、子どもが発する小さなサインも見逃さないように努め、いじめの疑いを含めて情報を集約する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	管理職、生徒指導主任、子ども支援コーディネーターを中心に、教職員が随時校舎内を巡回することや、登下校時の校門や昇降口での見守り活動を実施し、いじめが多く発生する場所において、子どもの些細なサインを見逃さないようにする。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月、10月、2月を教育相談月間とし、担任と児童との個別面談を行う。希望する児童には、担任以外とも個別面談ができるようにする。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定期的な個別懇談において、学校生活でがんばっている点や学校における子どもの様子を伝えるとともに、家庭において、いじめの兆候に気づくことや子どもを見守るポイントを伝えながら、子どもの様子や状況把握の連携を図る。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	インターネットや携帯電話の使い方に関する学習を実施し、その様子を通信やホームページで伝えることで、保護者の理解や危機意識を高めて連携を強化する。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週1回定例のいじめ対策委員会を開催し、各学年および教務部が把握している情報の交流と共有を図り、問題の未然防止・早期発見につなげる。必要に応じてスクールカウンセラーも参加し、有効な児童支援につなげる。

b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保幼小中の連携を行い、次年度入学する子どもに関する情報共有のために、園に児童の様子を見に行ったり、連絡会を持ったりする。入学後も継続的に連絡会を実施することで、その後の学校生活の様子を確認し、指導につなげる。
---	-------------------	--

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学年内で担任が交替しながら授業等を行ったり、学年合同授業を実施したりする。多くの目で学級や児童の様子を見取り、情報共有する。 ・定期的な懇談だけでなく、継続して教育相談活動を行うことにより、保護者の不安感を取り除き、保護者からの情報を得やすくする。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、いじめ対策委員会を中心とした組織で対応します。インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、家庭や大津市教育委員会へ報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、所轄警察署等関係機関や、心理、福祉、医療等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめの疑いがあるときは、速やかに緊急のいじめ対策委員会を開いて、情報の共有と対応策の検討を行い、役割分担をして児童への支援や指導、および保護者への連絡を行う。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	被害児童の思いに寄り添い、安心できる環境を作る。 加害児童には、自分の過ちに気づき、心から謝罪が行えるように導く。 いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。

c	ネット上のいじめへの対応	加害児童に対し情報モラルに関する指導をした上、被害・加害・関係者のそれぞれを家庭訪問し、保護者の前で書き込みを削除させるなど、初期対応を行う。なお、加害を特定する場合は十分留意する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が発生したときなど、子どもにアンケート調査を実施する必要があると認められる場合には、迅速にアンケート調査を実施し、速やかに個別面談を行うなど、いじめ事案の事実確認を含め、実態把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	把握した事実の報告と解決に向けた学校の取組について速やかに連絡をし、保護者の思いを丁寧に聞いて、理解と支援を依頼する。対応後についても、保護者の心配な気持ちに寄り添い、その後の児童の様子について報告することによって、保護者と継続的な連携を図る。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標	
<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導や教育相談に関する報告・連絡・相談の「ほうれんそうシート」を活用して、情報共有、組織対応を行い、継続的に支援していく。より指導につなげやすい形のシートへと改良していく。 	

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

(定例およびいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議)

構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質上、必要に応じて市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）、教員経験者などの外部専門家の参加を得ます。

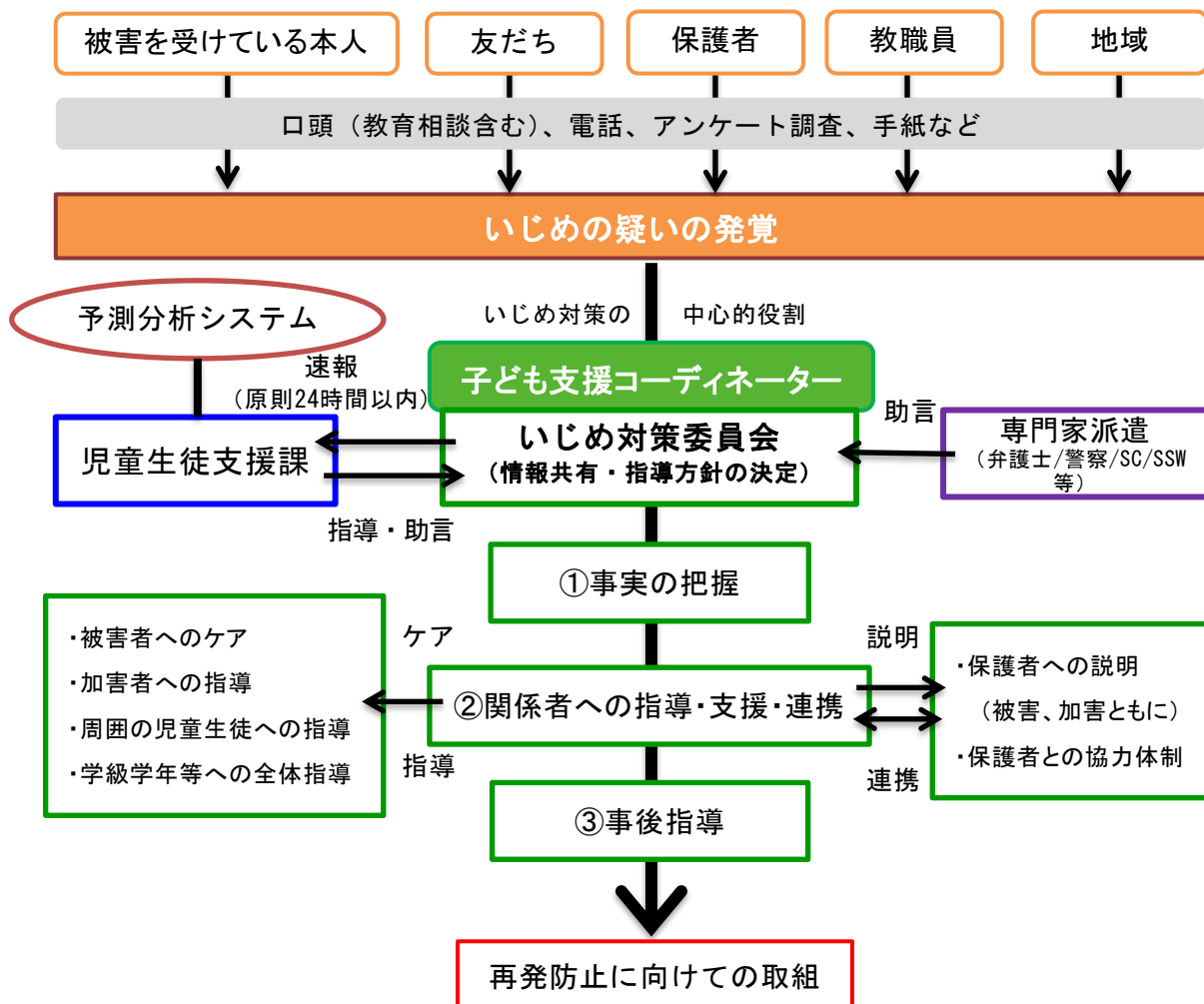
(拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議)

構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーターや生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等学校関係者とし、学校運営協議会と兼ねて実施します。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、特活部会、道徳部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④ いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開し、子どもや保護者、地域関係者に周知します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議〈本年度の取組についての共通理解〉(①・②・③) 個別懇談会 (②・④)	
5	職員会議〈子どもを語る会〉〈いじめ防止研修〉(①・②・③) なかよし大作戦〈縦割活動〉(①) 小中連絡会 (①・④) 学校運営協議会 (④)	・群団旗の製作
6	いじめ防止啓発月間 (①) 教育相談アンケート実施 (②・③) 教育相談月間〈全児童との個別相談〉(②・③) ストレスマネジメント教育 (①) 保幼小連絡会 (①・④)	・児童会を中心とした「ふわふわ言葉でいっぱいにしよう運動」の実施
7	保護者との個別懇談会 (②・④) いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③)	
8	職員会議〈いじめ防止研修〉(①・②・③)	
9	学校運営協議会 (④) 運動会に向けての全校的な取組 (①) なかよし大作戦〈縦割活動〉(①)	・児童会を中心とした運動会における縦割り応援活動の実施
10	学校運営協議会 (④) いじめ防止啓発月間 (①) 教育相談アンケート実施 (②・③) 教育相談月間〈全児童との個別相談〉(②・③) アサーショントレーニング (①) 運動会に向けての全校的な取組 (①) 職員会議〈子どもを語る会〉(①・②・③)	↓ ・児童会を中心とした「黄緑リボン運動」の実施

1 1	なかよし大作戦（縦割集会活動）（①） 保幼小交流（①）	
1 2	校内人権週間（①）	
1	職員会議〈子どもを語る会〉（①・②・③）	
2	ありがとう大作戦〈縦割集会活動〉（①） 教育相談アンケート（②・③） 教育相談月間〈全児童との個別相談〉（②・③） 学校運営協議会（④） 小中連絡会（①・④） 保幼小連絡会（①・④）	・状況によっては、Zoom 等で各クラスをつなぎ、「ありがとうの会」（6年生を送る会）を行う。
3	職員会議〈本年度いじめ防止対策の成果と課題・次年度への改善点について〉（①・②・③・④）	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック（①・②） 登下校の見守り活動（①・②） 生徒指導部会・いじめ対策委員会（①・②・③） SC訪問相談（①・②・③・④） 報告・連絡・相談シートの活用（②・③）	・月1回、子ども議会を開催。学校生活に関する諸問題を話し合い、解決を図る。 ・日々の授業の様子をホームページに掲載する。
学期に1回	OSK 会議（皇子山中学校区小中学生子ども会議）の開催（①・④）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④